

【論 文】

公認会計士の職業的懐疑心について

— アメリカの監査基準と監査基準書（SAS）における位置付け —

千代田 邦夫

アメリカにおける職業会計士による財務諸表監査はおよそ1890年代から導入され、1933年証券法（Securities Act of 1933）と1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）により法定化されたのであるが、監査人の行為規範となる監査基準の設定は遅れた。

1941年にSEC（Securities and Exchange Commission）が監査は一般に認められた監査基準（Generally Accepted Auditing Standards）に準拠している旨を独立監査人の報告書に記載すべきことを要求したことを受けて（SEC [1941]）、7年後の1948年、アメリカ会計士協会（AIA：American Institute of Accountants）は、前年に発表した「監査基準仮案」を承認し、「一般に認められた監査基準—意義と範囲」（Generally Accepted Auditing Standards— Their Significance and Scope）を発表したのである。

この監査基準は、一般基準（General Standards）、実施基準（Standards of Field Work）、報告基準（Standards of Reporting）の3つを柱に、それぞれ3個の基準をもち、計9個の基準から構成されていた。その後、1954年8月、意見差控に係る基準を報告基準に加え、計10個からなる監査基準が現在まで継続しているのである。

ただし、1点大きな変更が行われた。それは、実施基準2である。1948年・1954年版は、「内部統制に依拠して監査手続の範囲を決定するための基礎として、現状の内部統制について適切な調査と評価がなされなければならない」と規定していた。現在の実施基準2は、「監査人は、それが誤謬によるものであるか不正によるものであるかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを評価するために、そして、監査手続の性質、時期、範囲を計画するために、内部統制を含む企業及び企業環境について十分に理解しなければならない」である。監査リスク・アプローチの導入により、内部統制の信頼性の評価から拡大された内部統制のリスクの評価へと変更されたのである。

監査人が監査を実施するに当たっての指針となる監査手続書（SAP：Statements on Auditing Procedure）は、1939年にAIAに設置された監査手続委員会（Committee on Auditing Procedures）によって発表された。同委員会は、1972年、それまでの監査手続書全54号をまとめて、監査基準書（SAS：Statement on Auditing Standards）第1号を発表した。

SAS No.1からSAS No.100（サーベンス・オックスレイ法により監査基準設定主体が「公開会社会計監視委員会」（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）に移る以前の2002年末）までを吟味すると、以下のように要約できる。

一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査の目的は、財務諸表が「一般に認められた会計原則」に準拠して会社の財政状態、経営成績ならびに財政状態の変動（キャッシュ・フローの状況）を適正に表示しているか否かについて、職業監査人が意見を表明することである。この財務諸表の適正性に関する意見を表明するために、監査人は、「独立の立場」から「職業専門家としての正当な注意」を払い、「監査計画」を策定し、それに準拠して「試査」による監査を実施し、「監査証拠」に基づいて合理的な基礎を形成し、「監査報告書」を作成する。この財務諸表監査の枠組みは、当初からまったく変わっていない。また、財務諸表を作成し開示する責任は経営者にあり、その財務諸表の適正性に関する意見については監査人が責任を負うという「二重責任の原則」も、財務諸表監査の基礎となる内部統制を構築する責任は経営者にあるということも変わっていない。

しかし、被監査会社の大規模化・国際化・情報化に伴い、また監査への期待が高まる中で、そして監査人に対する訴訟に対峙するために、監査基準書は、以下のように大きく展開しているのである。

(1) 監査職能

監査人は、不正及び誤謬、特に経営者の不正による財務諸表の重要な虚偽表示を発見することが求められている。また、違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示の発見も期待され、さらに、企業のゴーイング・コンサーンとしての継続能力の評価も問われている。

(2) 監査実務

職業専門家としての正当な注意の基準は、「職業専門家としての懐疑心」を要求し、一方で、独立監査人の提供する保証は絶対的なものではなく「合理的な保証」であることを明記している。

監査計画とその実施は、監査リスク・アプローチに基づくものでなければならない。近年、被監査会社に係るビジネス・リスクの検討も要請されている。また、分析的手続を多方面で活用すべきことが指示されている。監査証拠は、経営者の言明である“アサーション”に適合したものでなければならない。そして、監査調書は、監査意見形成の基礎資料という基本的な役割に加えて、訴訟への対処という観点からの意義も強調されているように映る。

加えて、公正価値の測定と開示、確認プロセス、棚卸資産、デリバティブ・ヘッジ・証券投資、会計上の見積り、関係会社や関連当事者との取引、監査サンプリング、スペシャリスト（エンジニア、鑑定士、環境コンサルタント、地質学者、アクチュアリーなど）の利用、訴訟等に関する弁護士への質問、IT等に係る監査指針も準備された。

(3) 監査報告書

監査報告書は、無限定適正意見、限定付適正意見、意見差控に分類される。この点について

も基本的には変っていない。

ただし、独立監査人の情報提供機能や伝達・連絡機能が拡大している。例えば、監査済財務諸表とそれを含む文書や要約年次報告書に関する情報提供、前任監査人と後任監査人の連絡、不正についての経営者及びガバナンス責任者への伝達、財務諸表監査で識別された財務報告に係る内部統制の重大な欠陥についての伝達、ガバナンス責任者や監査委員会とのコミュニケーション、法的機関への通知等である。そして、監査人の判断を支援するために、一般に認められた会計原則を適用する際の段階別一覧表も用意されている。

このように、監査範囲の拡大に対処し、監査の質の高度化を達成するための監査基準書が登場してきたのである。しかしながら、この間の最大の課題は、独立監査人は経営者の不正による財務諸表の重要な虚偽表示を発見すべきであるという社会一般の期待にいかに応えるかであった。すなわち、財務諸表の重要な虚偽表示の発見を、財務諸表監査の目的である財務諸表の適正性に関する意見の表明との関係において、どう位置付けるかという問題である。

この点について、現在のアメリカの監査基準や監査基準書、そして国際監査基準によれば、財務諸表は適正であるという意見は財務諸表には重要な虚偽表示がないということであり、両者は同義であるとする見解に異論はなかろう。しかし、この見解は容易には導き出されなかったのである。

そして、本稿の課題である公認会計士の懐疑心（professional skepticism）は、経営者の不正による財務諸表の重要な虚偽表示の発見が監査目的に位置付けられたことに起因するのである。

1 SAS No.1（1972年）までの監査指針

法定監査の時代に入り、AIA が最初に発表した監査指針が「独立公会計士による財務諸表の監査」（1936年）である。それ以降1960年頃までの監査指針は、従業員の横領やその他類似の異常事項、経営者による詐欺等の発見についての監査人の責任を多少意識してはいた。しかし、通常の財務諸表監査の目的は財務諸表の適正性に関する意見の表明であると主張し、そのような異常事項等の発見については、ほとんど取り扱わなかったのである。

そして、1960年に発表された監査手続書（SAP）No.30が初めて経営者の意図的な虚偽記載を取り上げ、その可能性や重要性を検討することを監査人に指示したことに對し、後述するコーエン委員会は「不正の発見に対するこれまでの会計士協会の消極的かつ防衛的な意識が、会計プロフェッションにとってもはや受け入れられないものとなったからである」と指摘しているが（Cohen [1978], p.35）、そのSAP No.30も、経営者による意図的な虚偽記載を含む不正の発見は期待されるものではないと判断したのである⁽¹⁾。

1960年代後半、監査人を取り巻く状況は一変する。アメリカ経済は急成長したが、一方で証券投機も横行し、企業倒産とともに監査人は前例を見ないほどの訴訟に巻き込まれ、判決は監

査人の責任を拡大したのである。監査チームが会社の粉飾に気付かず、その後同じ会計事務所のコンサルティング・チームがそれを知りながらも明らかにしなかった Yale Express 事件 (1967年)、一般に認められた会計原則の不備に付け込んで考案された賃借条件付譲渡による資産売却益を裁判所が否定した BarChris 事件 (1968年)、詐欺の共謀の罪で3名の公認会計士を有罪にした Continental Vending Machine 事件 (1969年)、監査業務には社長の使い込みを防止することも含まれると判決した1136テナント事件 (1970年) 等々である (千代田 [1987], pp.131-157)。

1972年11月、AICPA は、SAS No.1 (AICPA [1972]、「監査基準及び監査手続総覧」) を発表した。しかし、SAS No.1は、監査人を取り巻く厳しい状況においても不正の問題を特に意識することなく、独立監査人による通常の財務諸表監査の目的は財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して会社の財政状態、経営成績ならびに財政状態の変動を示していることの適正性についての意見の表明であることを再確認し (AICPA [1972], pp.2-4)、12年も前に発表された SAP No.30 (1960年) をそのまま採用したのである⁽²⁾。

その事情について、カーマイケルは、「監査人に対する訴訟が増加し、また、敗訴した場合の損害賠償額の増大に伴い、監査人は監査基準書や公認会計士事務所のマニュアルの中で、自分たちの責任を記述することにいっそう慎重になっていった」と言う (Cohen [1978], p.153)。また、*The Journal of Accountancy* の編集長や AICPA の事務総長を務めたカーリーは、1969年、「AICPA は、より高い業務水準を促す監査基準書 [例えば、不正の発見に対する監査人の責任] や規則は裁判において協会の会員にとって不利に利用されるとの認識をますます強めていった」と述べている (Carey [1969], p.248)。

2 コーエン委員会報告書と SAS No.16 (1977年)

(1) コーエン委員会報告書

1970年代に入り、監査人に対する訴訟は一段と増加した。全米16大会計事務所が裁判に訴えられた事件は、1960年代が83件であったのに対し、1970年から1974年までの5年間に183件にも上った (Palmrose [1991], p.150)。

1973年5月、ニューヨーク証券取引所上場会社 Equity Funding が倒産した。マスコミは、同社の10年間にわたる不正 (実在しない会社や密かに運営している会社等を利用しての架空資産の計上、確認の回答書やコマーシャル・ペーパーの偽造、証拠資料の捏造等) による巨額な粉飾決算を監査人が見抜けなかったことを厳しく批判した (千代田 [1987], pp.138-140)。SEC 委員長は、AICPA の代表をワシントンに呼びつけ、不正を発見するための監査人の責任を再検討するよう迫った。その席で、ある SEC コミッショナーは、監査人がこのような大規模な不正を発見できないなら公認会計士監査なんてまったく意味がない、と吐き捨てるように言ったという。AICPA 会長オルソンは、取るべき方策を検討すると約束した (Olson [1982], p.88)。

1974年1月、AICPAは、「監査人の責任に関する委員会」（コーエン委員会、元SEC委員長M.F. Cohen）を設置した。コーエン委員会の任務は、「社会の人々が独立監査人に期待していることまたは必要としていることと、監査人が達成することのできることであり、監査人が達成するものと合理的に期待されていることとの間にギャップが存在しているかどうかを調査し、ギャップが存在しているならば、それを埋め方法を検討すること」（Cohen [1978], p.vi）であった。

コーエン委員会は、1974年11月の第1回会議以来、膨大な調査や議論を経て、1978年に最終報告書を提出した。委員会は、ギャップが存在しているとし、監査人の責任を過大視することや監査人の役割と監査業務について財務諸表利用者の誤解はあるものの、彼らの期待は一般には合理的なもので、ギャップを狭める責任は、主として監査人と財務情報の作成者にあると判断した（Cohen [1978], p. vii）。その上で、不正の発見に対する監査人の責任について、以下のように主張する（Cohen [1978], p.36）。

「不正（fraud）の発見に対する独立監査人の責任を明確にするうえで最も重要なことは、財務諸表利用者は、監査済財務情報は不正によって歪められていないこと、ならびに、経営者は資産を保全するために適切な統制を維持していることを、当然のことと考える権利を有しているということである。監査は、財務諸表が重要な不正による影響を受けていないこと、ならびに、重要な金額の企業資産に対して経営者の会計責任が適切に遂行されていることについて、合理的な保証を与えるために計画されなければならない。

財務諸表監査において、独立監査人は、不正の防止を目的とした統制やその他の手段が妥当であるかどうかに関心を払うとともに、不正を調査する義務を負い、かつ、職業専門家としての技量を発揮し注意を払うならば通常発見しうるであろう不正については当然発見するものと期待されている。」

この主張が第1のポイントである。

そして、この不正の発見という監査職能を効果的に遂行しかつ評価できるように、コーエン委員会は、「職業専門家としての正当な注意」を取り上げた。これは監査業務を支配する技量と注意という概念を精緻化する際の基礎となるものであるが、現在（1977年当時）の監査基準「[監査の実施及び報告書の作成に当たっては、職業専門家としての正当な注意が払われなければならない]（一般基準3）」は監査業務を判断する際の一般的な指針を示しているにすぎないので、不正の発見のための注意の基準の内容を明確にするために、以下の事項を提案したのである（Cohen [1978], pp.36-40. 鳥羽 [1990], pp.72-73）。

① 依頼人について有効な審査方針を確立すること

新規の監査契約やその更改に当たって、独立監査人が注意を払うことは当然である。企業及びその経営者の評判と誠実性は、当該企業の監査が可能かどうかを判断する際に決定的な要因である。誠実性に不安を感じずる依頼人との監査契約の締結や継続は拒否すべきである。

② 経営者の誠実性に重大な疑問が生じた場合には即座に対策を講じること

職業専門家としての技量を発揮し注意を払うということは、健全な懐疑心 (healthy skepticism) — 経営者の行ったすべての重要な説明について疑いを持ちかつその妥当性を確かめようとする心構え — を保持することである。独立監査人は、経営者の誠実性と正直さを判断するに当たっては、偏見のない姿勢で臨むべきである。経営者は不誠実であるとの前提をおくべきではない。しかし、経営者の誠実性と正直さを当然のこととしてはならない。

監査人を巻き込んだ重要な訴訟事件等を検討した結果、経営者が信頼できない場合には、効果的な独立監査を実施することは不可能であることが明らかになった。不誠実で、頑固で、新しいものをやりたがる経営者というものは、状況に応じて不正を犯し、しかも監査人がそれをすぐには発見できないようにする能力に長けているものである。

経営者の誠実性や正直さについて重大な疑義が生じ、それが納得のいく形で解消されない場合には、監査人を辞任するか、その他適切な措置を講ずるべきである。

③ 経営者による不正の兆候を示唆する状況を観察すること

監査計画の立案と監査の実施に当たって、監査人は、経営者をして不正に走らせるような異常な状況等がないかどうかを検討しなければならない。

④ 職業専門家としての技量と注意の基準を厳しくして、独立監査人に対し、被監査会社の事業の性質、事業活動の方法、被監査会社もしくは業界特有の重要な実務や規制要件に精通することを特に要求すべきである。

⑤ 現行の監査基準は、監査人に対し監査手続の性質、時期もしくは範囲の決定するために内部統制を調査し評価することを求めているが、不正の防止と発見に重要な関係をもつ統制も監査対象とすべきである。

⑥ AICPA は、不正とその発見方法についての情報を広めるべきである。

⑦ 監査人及び AICPA は、伝統的な監査技術 (例えば「確認」) の有効性を見直しと新しい監査技術の開発に絶えず関心を払うべきである。

このように、コーエン委員会は経営者に焦点を当てた。これが、第2のポイントである。

そして、「監査人は、経営者は不誠実であるとの前提をおくべきではない。もしそのような前提に基づいて監査が行われた場合には、それに伴う費用は現在の何倍にも達するであろう。このような前提の下では、監査人は会計システムとそれに対する統制に依拠することはできないし、また、裏付けとなるすべての文書や記録について、その正当性を疑わなければならないであろう」という (Cohen [1978], p.10)。

一方で、「経営者は不誠実であるとの前提に基づいて監査を行うことは実際的でないにしても、監査人は経営者の誠実性を前提としてはならない。財務諸表の作成に当たり、経営者は、取引を説明するために多くの事実を解釈し、会計方法を選択し、そして経営上のさまざまな不確実性を伴う見積りを行わなければならない。かくして、悪意もしくは単純な意図によって

財務報告を歪めようとする可能性は大いにある。これには、あからさまな虚偽表示もあるが、一般には、会計測定上の数多くの不明瞭な領域につけこんだものである」ともいう（Cohen [1978], p.10. 鳥羽 [1990], pp.19-20）。

コーエン委員会は、監査人は経営者と建設的な信頼関係を築くことが必要であると強調する。そして、大多数の経営者は誠実であるという。しかし、経営者は不正な財務報告を行うことのできる立場にあり、事実、それが行われている。したがって、監査人は、経営者に対して偏見を持たず、職業専門家としての懐疑心をもって監査契約に臨み、選択された会計原則や会計上の見積り、開示の範囲等について批判的に評価しなければならないと主張したのである（Cohen [1978], p.10）。

（2）SAS No.16（1977年）

AICPAの監査基準執行委員会（1972年に監査手続委員会から名称変更）とコーエン委員会は、不正の発見に関する監査人の責任について、ほぼ同時に調査を開始した（Cohen [1978], p.36）。コーエン委員会の中間報告は1977年3月に発表されたが（最終報告と大きな相違はない。Cohen [1978], pp.157-158）、その2カ月前の1977年1月、AICPAは、SAS No.16（AICPA [1977]、「誤謬または不正の発見に関する独立監査人の責任」）を発表した。監査基準執行委員会がコーエン委員会の勧告を事前に承知していたことは容易に想像できる。

SAS No.16は、「監査人の責任」について、次のようにいう（AU Section 327.05）。

「一般に認められた監査基準に基づく独立監査人の財務諸表監査の目的は、財務諸表が一般に認められた会計原則に継続的に準拠して会社の財政状態、経営成績ならびに財政状態の変動を適正に表示しているか否かについての意見を表明することである。したがって、一般に認められた監査基準の下で、独立監査人は、監査プロセス固有の限界を超えない範囲で、財務諸表に重要な影響を及ぼす誤謬または不正を調査するために監査を計画することの責任を負い、かつ、そのような監査を行うに当たって職業専門家としての技量を発揮し注意を払うことの責任を負う。重要な誤謬または不正の調査は、監査人が財務諸表についての意見を形成するために当該状況において適切であると判断する通常の監査手続を実施することによって行われるが、重要な誤謬または不正が存在しているかもしれない場合には、監査手続を拡大しなければならない。独立監査人の標準的な報告書は、財務諸表には全体として誤謬または不正による重要な虚偽表示はないという監査人の信念を暗黙裡に示しているのである。」

次に、「誤謬または不正の可能性」という小見出しで、「一般に認められた監査基準に基づく独立監査人の監査計画は、重要な誤謬または不正の可能性によって影響を受ける。監査人は、適用する監査手続によって誤謬または不正の可能性を示唆する証拠を入手することができるということを認識して、職業専門家としての懐疑心をもって監査を計画しかつ実施しなければならない。監査の範囲は、内部会計統制の検討や実証性テストの結果、そして経営者の誠実性等を勘案して決められる」と指摘する（AU Section 327.06）。

そして、独立監査人に対して、発生しうる誤謬や不正のタイプを考慮し、それらを防止または発見するための会計統制手続を識別し、必要な統制手続が整備されかつ運用されているかを決定し、統制手続に弱点があるならばそれらを考慮して監査手続を選択し適用することを求めた。また、会計記録間に差異がある場合、確認の結果の差異や確認の回答が予想よりはるかに少ない場合、適切な資料の裏付けのない取引や承認のない取引が存在する場合、期末日またはそれに近い日に異常な取引がある場合等には、重要な誤謬や不正の可能性が高いと示唆している (AU Section 327.09)。

さらに、経営者は財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすような取引を記録したり隠蔽するように部下に命令したり統制を無視することもできる立場にいたので、経営者が誠実に内部会計統制手続を運用しているか、また経営者をして財務諸表の虚偽表示をもたらす可能性の高い状況 (例えば、被監査会社が多く企業の破綻に直面しているような産業に属している場合や運転資本が不足している場合) について検討すべきことを求めた。そして、内部会計統制に重大な欠陥があるにもかかわらず是正しない場合やコントローラーのような財務上重要なポジションにある者が頻繁に交代している場合、会計や財務担当スタッフが不足し統制がとれていない場合等には、経営者が重要な虚偽記載を行っている可能性が高くあるいは経営者が内部会計統制を無視している可能性が高い、と経営者の誠実性に注意するよう指示している (AU Section 327.10)。

このように SAS No.16は、コーエン委員会の勧告をほぼ全面的に受け入れ、通常の財務諸表監査において財務諸表に重要な影響を及ぼす誤謬または不正を調査するために、職業専門家としての懐疑心をもって監査を計画しかつ実施することは独立監査人の責任である、と会計プロフェッションの公式文書の上で初めて認めたのである。法定監査が始まってから実に44年後の1977年である。そして、「職業専門家としての懐疑心」という用語も公式文書において初めて登場したのである。

しかしながら、次の文言に注意しなければならない。「監査証拠による反証がない限り、経営者は重要な虚偽記載を行っていないあるいは統制手続を無視していないということを監査人が前提とすることは合理的である」 (AU Section 327.10)。つまり、SAS No.16は、経営者は誠実であることを前提にしたのである。コーエン委員会は SAS No.16が発表される前にその結論を支持していたが (Cohen [1978], p.xiv)、この点についての同委員会の主張は受け入れられなかったのである。

3 監査リスク・アプローチ

1980年代前半、アメリカ公認会計士業界は大きな展開を見せる。それは、監査リスク・アプローチの導入である。AICPA は、1983年12月、2年前の SAS No.39 (「監査サンプリング」) を発展させた SAS No.47 (AICPA [1983]、「監査の実施における監査リスクと重要性」) を発表した。

SAS No.47は、まず、『〔監査意見の〕すべての重要な点において、一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示している』という文言は、財務諸表には全体として重要な虚偽表示はないという監査人の信念を示している」と指摘する（AU Section 312.03）。これはSAS No.16（1977年）の主張を継承したものであるが、問題は、これをいかに実現するかである。

そこで、SAS No.47は、重要な虚偽表示のある財務諸表に対して監査人がその事実気付かず自らの意見を適切に限定できないリスクを「監査リスク」（audit risk）という概念で捉え、その監査リスクの水準を合理的に低い水準に統制するような監査計画の立案と監査業務の実施を監査人に要求したのである。

監査リスクには、「財務諸表レベルにおける監査リスク」と「個々の勘定残高または取引クラス・レベルにおける監査リスク」の2つがあるが、監査は財務諸表項目を対象に実施されるので、貸借対照表や損益計算書の個々の勘定残高と取引クラスにおける監査リスク（AR）を、固有リスク（IH：Inherent Risk）、統制リスク（CR：Control Risk）、発見リスク（DR：Detection Risk）の3つで捉えると、 $AR = IR \times CR \times DR$ の関係にある。これを、 $DR = AR \div (IR \times CR)$ とすることにより、個々の勘定残高または取引クラスの発見リスク水準を決定し、その発見リスクを達成するための監査手続を監査計画に組み込み、目標とする発見リスクの水準を達成できるまで、監査証拠の収集と評価を行う。すべての勘定残高や取引クラスについても同様の手続を実施し、それぞれの目標とする発見リスクの水準を達成できたと確信する時、財務諸表には重要な虚偽表示がないと確信することができ、同時に、財務諸表は適正に表示されていると確信することができるのである。

つまり、監査リスク・アプローチは、財務諸表には重要な虚偽表示がないという意見と財務諸表の適正性に関する意見は同義であることを明らかにしたのである。

4 トレッドウェイ委員会報告書と SAS No.53（1988年）

（1）トレッドウェイ委員会報告書

1980年代、監査人に対する訴訟はさらに増大し、1980年から1984年までの5年間になんと233件、1985年から1989年にも193件と、1980年代は426件にも上り、1970年代の287件を大幅に上回ったのである（Palmrose [1991], p.150）。

マスコミは、倒産したPenn Square 銀行の監査人ピート・マーウィック・ミッチェル会計事務所に対して、小口預金者の損失を保証する連邦預金保険公社が1億3,000万ドル（当時の1ドル240円とすると312億円）の損害賠償を求めて訴えたこと（WSJ [1984], p. 6）、ビッグ8は1980年から85年後半にかけて原告に総額1億7,900万ドル（5年間の平均1ドル240円とすると約430億円）という莫大な和解金を支払ったことなども伝えた（WSJ [1985], p. 6）。

1984年、合衆国最高裁判所は、裁判官全員一致で、次のようなステートメントを発表した（U.S. v. AY [1984]）。「独立監査人は、会社の財政状態を集合的に描写する公的報告書を証明することによって、依頼人との雇用関係を超越する公的責任を負う。この特別な職能を遂行す

る独立公会計士は、債権者及び株主と同様に投資大衆に対しても本源的な忠誠の義務を負わなければならない。この『公僕のお目付役』(“public watchdog”)という職能は、会計士に対し、依頼人から常時完全に独立していること、そして投資大衆の信頼に忠実に応えることを求めている。」

このような最高に権威あるステートメントを背景に、投資大衆はこう主張した。監査人は経営者の不正を摘発すべきであった、倒産した企業が差し迫った状況にあったことを警告すべきであった。確かに、“エクスペクテーション・ギャップ”が拡大しつつあった。そして、それは、「経営の失敗」と「監査の失敗」の区別がつかない投資大衆のみを責めるわけにはいかない事情が監査人側にもあった。M&A ブームによる多くの関与会社の移動や消滅は新しい顧客を獲得するための競争を激化させ、禁止が解除された競争入札や懇請行為が監査の質を低下させていたからである(千代田 [1994], p.88)。

このような危機的状況を打開するため、AICPA は、1985年6月、アメリカ会計学会や財務担当経営者協会、内部監査人協会等に呼びかけて、「不正な財務報告全国委員会」(トレッドウェイ委員会、J.C.Treadway, Jr. 元SEC 委員長)を組織した。トレッドウェイ委員会は、1985年10月から2年間、合衆国の財務報告システムを調査、1987年4月公開草案を、同年10月最終報告書を発表した。

委員会は、不正な財務報告の大部分は最高経営者(最高経営責任者、社長及び最高財務担当役員)が関わっていることを指摘し(Treadway [1987], p. 6)、最高経営者をして不正な財務報告に走らせる「プレッシャー」や「動機」があり、かつそれを実行できる「機会」があることを明らかにした。例えば、収益または市場占有率の急激な減少、非現実的な予算の編成、短期的な業績に基礎をおくボーナス制度等のプレッシャーや動機があり、かつ、財務報告プロセスを注意深く監視する取締役会や監査委員会が存在していない、内部会計統制に弱点がある、合併や事業所の売却等の特別なまたは複雑な取引が行われているなどの「機会」がある(Treadway [1987], pp.23-24)。

同時に委員会は、SECによる独立公会計士に対する訴訟のほとんどは独立公会計士が十分かつ的確な証拠を入手しなかったこと、例えば、勘定残高に対する確認を行わなかった、実地棚卸の立会を怠った、第三者による裏付けを求めることなく経営者の説明を鵜呑みにしたなどを訴因としたこと、そして、多くの場合に不正の兆候が見られたにもかかわらず、独立公会計士がそれに気付かずあるいは懐疑心をもって追及しなかったとも指摘した(Treadway [1987], p.25)。

そこで、トレッドウェイ委員会は、財務ディスクロージャー・システム全体を向上させるという視点から、公開会社の最高経営者と取締役会、独立公会計士、証券取引委員会等の監督機関、学会に対し合計49件の勧告を行った。このうち、独立公会計士に対する主な勧告は、以下のとおりである。

- ① 監査基準書[SAS No.16]は監査人に対し不正を調査するための監査を計画することの

義務を課しているにもかかわらず、そのための調査方法については具体的に示していない。不正な財務報告が行われている可能性を評価するための指針と不正の発見方法を明示すべきである

- ② 監査基準書は誤謬もしくは不正の発生するリスクを特定の勘定科目との関係において評価することを監査人に求めており、しかも、監査証拠による反証がない限り、監査人は経営者の誠実性を前提とすることが許されている。したがって、監査手続は最高経営者に焦点を当てていない。不正な財務報告の大多数は最高経営者が関与しているのだから、監査人は、経営者の誠実性を前提とすべきではなく、職業専門家としての懐疑心をもって経営者の誠実性を判断しなければならない。
- ③ 監査基準書は、不正な財務報告の可能性を増大させる要因を具体的に明示すべきである。そして、識別された要因ごとに監査目標を例示し、かかる監査目標を達成するうえで必要とされる監査手続を例示すべきである（Treadway [1987], pp.51 – 52, p.57）。

（2）SAS No.53（1988年）

AICPA は、監査基準書改訂の大作業を1985年1月から開始、1987年2月、公開草案を発表、1,200通にも及ぶコメント・レターをレビューした後、1988年2月、一挙に10個の新しい監査基準書を発表した（JofA [1988], p.144）。その1つが、SAS No.53（AICPA [1988], 「誤謬及び不正の発見と報告に関する監査人の責任」）である。

SAS No.53は、監査人に対し、5年前のSAS No.47（1983年）で正式に導入し同時に発表したSAS No.52で再確認した監査リスク・アプローチに基づいて監査を計画し、財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を求めた。財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証は、同時に、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示されていることの合理的な保証でもある。なぜなら、重要な虚偽表示を発見できないで誤った意見を述べる確率（監査リスク）を一定の水準以下に抑えることによって、結果として、財務諸表は会社の財政状態、経営成績ならびにキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているという意見を合理的に保証（「1 – 監査リスク」）することができるからである。

そして、「監査人は、(a)監査手続の計画、実施、評価に当たって正当な注意を払い、かつ、(b)重要な誤謬または不正が発見されるであろうという合理的な保証を達成するために職業専門家としての適度な懐疑心（the proper degree of professional skepticism）をもって監査をしなければならない」とし（AU Section 316.08）、「職業専門家としての懐疑心」について、次のように指摘する（AU Section 316.16–17）。

「一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査は、職業専門家としての懐疑心をもって計画されかつ実行されなければならない。監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない。監査人は、財務諸表には重要な虚偽表示がないかどうかを決定するために、観察した状況や入手した証拠、過去

の監査から得られた情報等を客観的に評価しなければならない。」

「経営者は財務諸表を著しく虚偽表示する方法で取引を記録することも情報を隠蔽するよう部下に命令することもできるので、経営者の誠実性は重要である。実証することが難しいアサーションの場合、経営者の誠実性を検討することの重要性が著しく増大していることを認識しなければならない。しかしながら、経営者は不誠実であると仮定することは、監査人がこれまで積み重ねてきた経験と反する。しかも、もしそう仮定すると、監査人は、依頼人から入手したすべての記録や文書の真実性を疑わなければならない、そして経営者のすべての説明を裏付けるために説得力の高い証拠というよりも決定的な証拠を必要とするであろう。このような監査は、コスト的にも不合理で実施不可能である。」

このように、SAS No.53は、「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない」とした。これは、SAS No.16が拒否したコーエン委員会の勧告とトレッドウェイ委員会の再度の勧告を受け入れたものである。そして、監査人が職業専門家としての懐疑心をもって監査することの事例を、以下のように、監査計画の段階と監査の実施段階に区分して示した。

監査計画の段階においては、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクが著しく高いと判断するならば、このことを考慮して監査手続の性質・時期・範囲を決定し、スタッフを割り当て、適切な監督体制をとる。上級経営者が関与する取引については外部関係者に確認し、上級経営者が作成ないし承認した重要な仕訳のすべてを詳細にレビューする。また、工事進行基準を含む収益の認識や資産評価、資本的支出または収益的支出等の会計方針が妥当かを検討し、仕入先が返却権を有する取引や期末時点での金額の大きいそして異常な取引等については十分な証拠を入手するよう計画する (AU Section 316.18-20)。

監査の実施段階においては、職業専門家としての懐疑心を継続して堅持することにより、例えば、分析的手続の結果が予想と著しく異なる場合、統制勘定と補助簿との重要な差異や帳簿と実査とに重要な差異がある場合、確認の回答との差異や回答が少ない場合、取引を裏付ける文書がない場合やそれが適切に承認されていない場合、要求しても記録やファイルが容易には入手できない場合、従業員が明らかに知っているはずの誤謬を発見したがそれを自発的に監査人に明らかにしない場合などには、その理由を検討し、そのような状況が頻繁に発生したり、納得のいく説明が得られない場合には計画した監査範囲を再検討し、また、状況によっては計画段階での財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価を再検討する (AU Section 316.21)。

そして、監査人は、会計記録と監査結果との差異の重要性を量的及び質的に評価する。それが重要であると判断する場合には、重要な虚偽表示が事実存在しているか、もしそうならばその影響について、十分な証拠を入手しなければならない (AU Section 316.22-25)。

SAS No.53は、監査人に対し、監査リスク・アプローチに基づいた監査を実施することにより、財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を求めた。それは、財務諸表の適正性についての合理的な保証を求めることでもあった。そして、財務諸表に重要な虚偽表示を

もたらす要因（不正リスク要因）を識別し評価すること、職業専門家としての適度な懐疑心をもって監査に臨むことなどを指示した。SAS No.53により、財務諸表の重要な虚偽表示の発見と報告に係る監査の体系が構築されたといえよう。

5 POBの特別報告書とSAS No.82（1997年）

（1）POBの特別報告書

1980年代後半から1990年代初頭にかけて、商業銀行に比し比較的小規模な貯蓄金融機関（S&L：Savings & Loan Association）が700社以上も倒産した。1989年、合衆国政府は、経営の破綻したS&Lを売却・清算するための「整理信託公社」（RTC：Resolution Trust Corporation）を設立、倒産したS&Lの監査人を訴えたのである（千代田 [1994], p.92）。

1993年3月、AICPAのピアレビューの監視機関である「公共監視審査会」（POB：Public Oversight Board）は、特別報告書『公共の利益の中で』を発表、議会やSEC、FASB（Financial Accounting Standards Board）、AICPA、会計事務所等に対して合計25件の勧告を行った（POB [1993], pp.59-66）。

POBは、“エクスペクテーション・ギャップ”がさらに拡大し、会計プロフェッションに対する社会の信頼は大きく後退していると認識した（POB [1993], pp.2-3）。そして、その“ギャップ”を埋める責任は会計プロフェッションにあると主張したのである。まさに、コーエン委員会と同じ見解である。

POBは、経営者不正の発見について、およそ次のように述べている（POB [1993], p.1, pp.41-43）。

多くの人々は、未だ顕在化していない経営者不正を発見することは監査人の責任であると信じている。不正の発見を監査プロセスの重要な目標（goal）とみている。強化された監査基準書〔SAS No.53〕は、監査人に対し、重要な誤謬や不正を発見することを合理的に保証するために、経営者による不正が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすリスクを評価しその評価に基づいて監査を計画し、職業専門家としての適度な懐疑心をもって監査することを求めている。もちろん、たとえ適正に計画された監査でも、偽造された記録や文書、経営者と第三者との共謀等のように監査人を騙すために巧妙に仕組まれた不正は発見できないかもしれない。にもかかわらず、監査が監査基準に準拠して適正に実行されるならば、不正の発見を高めることができる。しかしながら、監査人は監査基準を徹底して遵守しておらず、また、職業専門家としての適度な懐疑心をもって監査しなければならないという要請にも十分に応えていない。会計プロフェッションは、経営者不正の発見について現在求められている以上の責任を負わなければならない。

そこで、POBは、会計事務所に対して、誤謬及び不正の発見と報告に関する監査基準書を厳守し、職業専門家としての懐疑心についてもっと敏感にならなければならないと勧告した。また、会計プロフェッションに対し、経営者不正の可能性を高める要因を例示し、それに対す

るさらなる監査手続を明示すべきであると勧告した (POB [1993], p.43)。

(2) SAS No.82 (1997年)

1993年6月、AICPA 理事会は POB の勧告を受け入れ、SAS No.53の改訂に着手 (Mancino [1997], p.32)、1997年2月、SAS No.82 ((AICPA [1997], 「財務諸表監査における不正問題」) を発表した。

SAS No.82は、SAS No.53の骨格を維持しつつ、POB の勧告する不正リスク要因の例示とそれに対する監査人の対応について改善した。

後者の監査人の対応については、「全体的な対応」と「特定の勘定残高または取引クラス及びアサーションに対する特有な対応」に区分し、全体的な対応としては、職業専門家としての懐疑心をもって監査することを求めた。例えば、重要な取引についてはそれを裏付ける資料の性質や範囲の選択において感度を高めること、また重要な事項に関する経営者の説明についてはそれらを裏付ける証拠を補強すること、例えば、分析的手続の拡大やより注意して資料を検証すること、企業内外の関係者との討議を深めることなどである (AU Section 316.27-28)。

SAS No.82の大きな特徴としては、以下の2つを指摘することができる (AU Section 316.42-43)。1つは、SAS が規定する「独立監査人の責任と職能」に、次の文章を追加したことである (AU Section 110.02)。

「監査人は、それが誤謬によるものであるか不正によるものであるかを問わず、財務諸表には重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画しかつ実施する責任を負う。監査証拠の性質と不正の特徴から、監査人は重要な虚偽表示が発見されるという絶対的ではない合理的な保証を得ることができる。監査人は、それが誤謬によるものであるか不正によるものであるかを問わず、財務諸表にとって重要でない虚偽表示が発見されるという合理的な保証を得るために監査を計画しかつ実施することの責任を負うものではない。」

すでに検討したように、財務諸表の重要な虚偽表示の発見に対する監査人の責任についてはこれまでの監査基準書においても明示されていたが、それを「独立監査人の責任と職能」において定めたことは、その責任の重さを一段と高めたものと解することができよう。

他の1つは、「監査業務の実施における正当な注意」において、「職業専門家としての懐疑心」という新しいタイトルで、以下の3つの文章を追加したことである (AU Section 230.07,08,09)。

「職業専門家としての正当な注意は、監査人に対し、職業専門家としての懐疑心 [professional skepticism をイタリックで記述し注意を喚起している] をもって監査することを求めている。職業専門家としての懐疑心とは、疑問に思う心を持ちかつ監査証拠を批判的に評価する姿勢のことである [下線筆者]。監査人は、証拠の収集と客観的評価を正直かつ誠実にそして勤勉に実施するために、公会計プロフェッションが要求する知識と技量そして能力を発揮しなければならない。」

「監査証拠を収集しかつ客観的に評価するということは、監査人に対し、証拠の能力と十分性を検討することを要求する。証拠は監査を通じて収集されかつ評価されるので、職業専門家としての懐疑心は監査プロセス全体を通じて保持されなければならない。」

「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑う余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない。職業専門家としての懐疑心をもって監査するということは、経営者は誠実であるとの信念ゆえに、説得力の高い証拠に至らぬ証拠には満足してはならないということである。」

すでに指摘したように、職業専門家としての懐疑心という用語はコーエン委員会が初めて用いたのであるが、SAS No.82は、それを下線部分のように定義し、職業専門家としての正当な注意の基準の中核に位置付けたのである。

一方で、SAS No.82は、同じ「監査業務の実施における正当な注意」に「合理的な保証」として、4つのパラグラフを規定した（AU Section 230.11-13）。その要約は、以下のとおりである。

職業専門家としての正当な注意の基準は、財務諸表には重要な虚偽表示がないという監査人の保証は合理的なものであることを許容している。なぜ絶対的な保証ではなく合理的な保証であるかという点、監査人の意見を裏付ける監査証拠は試査による監査手続によって入手されるが、試査の範囲や監査手続の選択は監査人の判断によるものであり、判断には誤りが伴うからである。また、財務諸表は将来事象についての見積りの結果であり、その合理性を評価するに当たっては、監査人は決定的な証拠よりもむしろ説得力の高い証拠に依拠せざるを得ない。さらに、文書の偽造や隠蔽等の不正による重要な虚偽表示は、十分に計画され実施された監査でも発見されないかもしれない。それは、監査人は証拠書類等が真正なものかどうかを判定する専門家として訓練されておらず、その分野の専門家として期待されるものではないからである。また、企業と第三者との共謀や従業員同士の共謀による隠蔽された虚偽表示を発見するには、監査手続は有効でないかもしれない。したがって、一般に認められた監査基準に基づく監査は重要な虚偽表示を発見できないこともある。

このように、財務諸表の重要な虚偽表示を発見するために、職業専門家としての懐疑心を最大限強調しつつ、一方で、監査人のその保証は合理的なものであると“バランス”をとっているのである。

6 監査の有効性に関する専門委員会報告書と SAS No.99（2002年）

（1）監査の有効性に関する専門委員会報告書

1990年代後半、ウォール街の株式時価総額への関心の異常な高まりは、経営者に目標収益や利益を達成させようとする過大なプレッシャーを与えたが、同時に、彼らの報酬のかかなりの部分が目標利益や株価の達成に依存していたので、経営者による「利益の調整」が頻繁に行われた。

また、テクノロジーの拡大は大会計事務所をして監査業務を支援するための多数のIT専門家の雇用によるコストの増大をもたらしたが、一方では、彼らがコンサルティング業務の成長を支えた。結果として、全収入に占める監査業務報酬は、25年前の70%以上から約50%にまで減少し、監査人の独立性の問題を提起させたのである (Panel [2000], pp. 2 - 3)。

SEC と POB は監査人に対する監視を休めることはなかった。SEC 委員長やチーフ・アカウンタントなどは AICPA の会合に頻繁に出席し、監査人が独立性を堅持し監査の質を向上させることにより社会の期待の応えるよう訴えた。コンサルティング業務が拡大していく中で、監査は会計プロフェッションの「魂」(soul) であると強調した (JofA [1997], p. 9)。

1998年、SEC 委員長は、POB に対して、公開企業に対する独立監査が公共の利益という観点から有効に機能しているかを検証することを求めた。POB は、同年10月、「監査の有効性に関する専門委員会」(以下、パネル) を設置、パネルは、全米 8 大会計事務所の28のオフィスが契約する126社の財務諸表監査の品質について詳細なレビューを実施、2000年8月、最終報告書を公表した (Panel [2000], p. 1, p. 3)。

本稿に係るパネルの主な主張は、以下のとおりである。

経営者は誠実でもなく不誠実でもないことを前提とする職業専門家としての懐疑心の保持は継続されるべきであるが、監査基準書 [SAS No.82] はその概念を実行する方法について十分な指針を提供していない。それは、経営者は不正な財務報告を犯す少なくともいくつかの動機を持っているにもかかわらず、一般には経営者は誠実であるとみなされているからである。監査基準書は職業専門家としての懐疑心という概念を実践する方法について、より適切な指針を提供する必要がある (Panel [2000], pp.85 - 86)。

そこで、パネルは、一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査に「不正探索型実務の局面」(forensic-type fieldwork phase) を導入すべきであると勧告した。このことは、通常の監査を「不正監査」(fraud audit) に変えようとするのではない。そうではなく、不正探索型の局面を監査実務に取り入れることによって、監査人の懐疑心を持つ姿勢を強化しようとしているのである。

そこで、監査基準書に次の事項を盛り込むべきことを要求したのである (Panel [2000], pp.89 - 91)。

- ① 以下の領域や取引に対して、不正の発見を強く意識する実証性テストを実施すること。
 - ・不正を犯す機会が通常よりも大きいと監査チームによって特定された領域。例えば、収益認識の方針、繰延費用、パーチェス法で処理された企業結合による資産の追加項目、引当金、関連当事者間取引等。
 - ・重要な会計方針
 - ・経営者の関与あるいは承認を必要とする定型的でない仕訳
- ② 予告なしのあるいは抜き打ち的な要素を組み入れたテストを実施すること。
 - ・棚卸資産項目の再カウントや事業所への予告なしの往査

- ・さまざまな領域や事業所におけIT担当職員や“ホット・ライン”を処理する責任者等を含む非財務担当職員へのインタビュー
 - ・監査人に対する従業員の陳述について、書面での確認を求めること
 - ・取引の性格や特定の条件を明らかにするために、工夫した確認書の回答を顧客や仕入先に求めること。それにより、返却権あるいはその他の特権を容認する付帯契約等を知ることができる。
 - ・毎年監査されない勘定やリスクが低いと考えられる勘定のテスト
- ③ 監査の終了近くにおいてリスクの高い領域を監査責任者が再レビューすること。これにより、監査現場で明らかにされた状況やテスト結果における例外事項等に追加的な手続が必要かどうかを再評価する。
- ④ 過年度に監査された貸借対照表項目の期首残高について、遡及的監査手続を実施すること。例えば売上返品引当金のような見積りや判断を必要とする問題が、その後どのように解決されたかなどを知ることができる。また、遡及的監査手続により、過去にうまく隠した不正に脅威を与えることによって、不正を防止するという機能も果たすことができる。
- ⑤ 監査基準書は、不正に対する企業の脆弱性について監査責任者と監査チームのメンバーで討議することを求めるべきである（Panel [2000], p.88）。

このように、パネルは、監査人が不正な財務報告を発見するために、より強力であり明確な監査基準書の開発を勧告したのである（Panel [2000], p.87）。

（2）SAS No.99号（2002年）

2002年10月、AICPAは、SAS No.99（AICPA [2002], 「財務諸表監査における不正問題」）を発表した。

SAS No.99の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 職業専門家としての懐疑心をもって監査することの重要性 — 監査人は、企業に対する過去の経験や経営者は正直かつ誠実であるという信念とは別に、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を認識して監査契約に臨むこと、入手した情報や証拠が不正による重要な虚偽表示が発生したことを示唆しているのではないかと継続して疑いをもつこと、証拠を収集しかつ評価するに当たっては経営者は誠実であるという信念ゆえに説得力の高い証拠に至らぬ証拠には満足すべきではないこと、を指摘した（下線筆者。AU Section 316.13）。

これは、SAS No.82で初めて定義され、職業専門家としての正当な注意の基準の中核として格上げされた職業専門家としての懐疑心、すなわち、疑問に思う心を持ちかつ監査証拠を批判的に評価する姿勢とは何かを具体的に説明したものである。特に下線部分は24年前のコーエン委員会の主張を受け入れたものである。

- ② 不正による重要な虚偽表示のリスクについて監査チームで議論すること（AU Section

316.14-18)。

- ③ 評価結果に対する監査人の対応 — 監査人は、職業専門家としての懐疑心をもって、以下の3つの方法で対応する。
- (a) 重要な虚偽表示のリスクに対する全体的な対応。例えば、ベテランの監査人の配置とIT等のスペシャリストの利用ならびに監視体制の強化、経営者の主観的判断の介入する余地の大きい会計原則や会計方針の選択・適用への注視、経営者が予期できないような監査手続、例えば抜き打ちによる営業所での監査等。
- (b) 識別したリスクに対する監査手続の性質・時期・範囲の決定における対応。例えば、大口顧客に対する質問を通じての販売条件等の確認、売上総利益や営業利益を地域別や製品別・月次別に分析する、不正による重要な虚偽表示のリスクが認識された領域の関係者にインタビューなどを行う。加えて、収益認識、棚卸資産、経営者の見積りについての監査手続についても例示している。
- (c) 経営者が統制を無視するような場合の特別の対応。例えば、不正による重要な虚偽表示の可能性のある取引についての仕訳やその他の修正事項を検証すること、会計上の見積りを再レビューすること、重要かつ異常な取引に対する企業側の理由を検討する。これらについて、SAS No.99は詳細な監査手続を例示している (AU Section 316.46-67)。

これまでのSAS No.16が15項目、SAS No. 53が33項目、SAS No. 82が41項目であったのに対し、SAS No.99は、パネルの勧告も取り入れて84項目で構成されている。経営者による財務諸表の重要な虚偽表示を発見するための監査指針の集大成と位置付けることができる。このSAS No.99が、国際監査基準第240号 (「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」) のベースになっているのである。

7 まとめ

(1) 経営者の不正の発見と監査目的

一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査において、アメリカ会計職業団体の発表する監査指針が財務諸表の重要な虚偽表示の可能性を検討することを指示したのは、1960年のSAP No.30においてである。それまでは、従業員の横領やその他類似の異常事項の発見を財務諸表の適正性に関する意見の表明と対比させて、それらの発見は監査の目的ではないと主張し続けていたのである。

SAP No.30は経営者の虚偽記載を初めて取り上げ、一定の指針を提示し、その社会的責任に応えようとした。しかし、結局は、通常の財務諸表監査は経営者による虚偽記載を含む不正の発見を期待されるものではないと結論したのである。そして、1960年代後半からの監査人に対する訴訟の増大とともに、業界はこの問題に口を閉ざしたのである。

その後の展開を見る時、その決定的な要因は、財務諸表利用者は監査済財務情報は不正によって歪められていないことを当然のことと考える権利を有している、というコーエン委員会

の主張にある。コーエン委員会は、「隠されているものを注意深く調べる」という意味の“search”という用語を使用して、独立監査人は不正を調査する（search）義務を負うと断言したのである。

コーエン委員会とほぼ同じ時期にこの問題を検討していた AICPA は、1977年、コーエン委員会の立場をほぼ全面的に受け入れた SAS No.16を発表、通常の財務諸表監査において、独立監査人が重要な誤謬または不正を発見することの責任を初めて認めたのである。

コーエン委員会の種々の勧告は現在の財務ディスクロージャー制度と財務諸表監査の構造を形づくるのに大きな影響を及ぼしているが、同報告書は監査リスク・アプローチについてはまったく触れていない。AICPA が監査リスク・アプローチを正式に導入したのは、1983年の SAS No.47においてである。SAS No.47は、財務諸表の重要な虚偽表示を監査人が看過してしまうリスクを監査リスクと捉え、その監査リスクを合理的に低い水準に統制するような監査計画の立案と監査業務の実施を監査人に要求したのである。このことにより、財務諸表の重要な虚偽表示の発見は財務諸表の適正性に関する意見の表明と同義であることが明らかになったのである。

そして、1988年の SAS No.53は、監査リスク・アプローチに基づいて、独立監査人が財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証（「1－監査リスク」）を得るための指針を示し、財務諸表の重要な虚偽表示の発見と報告に係る監査の体系を構築したのである。

さらに、9年後の1997年の SAS No.82は、「独立監査人の責任と職能」（AU Section 110）に、「監査人は、それが誤謬によるものであるか不正によるものであるかを問わず、財務諸表には重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画しかつ実施する責任を負う」という一文を新たに加え、財務諸表の重要な虚偽表示の発見を独立監査人の職能とし、その遂行責任を一段と厳しく要求したのである。

このように、監査人が自らの責任を限定するために無視してきた不正、特に経営者の不正による財務諸表の虚偽表示の発見が、50年以上の長い年月を経て、財務諸表監査の目的として位置付けられたのである。独立監査人の立場からは、財務諸表には重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得ることによって、結果として、財務諸表の表示は適正である旨の意見を表明することができるのである。

（2）正当な注意と懐疑心

財務諸表監査の目的を達成するために、独立監査人は監査の全過程において「職業専門家としての正当な注意」を払わなければならない。この点について、監査基準（1948・1954年版）の一般基準は「監査の実施及び報告書の作成に当たっては、職業専門家としての正当な注意が払われなければならない」と定め、また、SAS No.1（1972年）は「正当な注意（due care）とは、専門家として一定水準以上の技量を保持しつつ、その技量を合理的な注意をもって誠実に発揮することである」（Section 230.03）と、うかがわせるものであった。

この職業専門家としての正当な注意の基準について、コーエン委員会は、監査基準の規定は一般的に記述しているにすぎないので〔SASの規定については触れていない〕、職業専門家としての技量と注意の内容を明確にすることが必要であると、以下の事項を勧告したのである。

①経営者の誠実性を確かめること、②職業専門家としての技量を発揮し注意を払うには健全な懐疑心が不可欠であること、③経営者による不正の兆候を示す状況を観察すること、④被監査会社の状況や業界に精通すること、⑤不正の防止と発見に重要な関係をもつ統制も監査対象とすること、⑥不正とその発見方法についての情報を広めること、⑦監査技術とその適用方法の欠陥に注意すること。

これらの勧告はその後の監査基準書はこれらを実行するために改訂されていったといえるほど重要なものであるが、特に注目すべきは、②の職業専門家には健全な懐疑心が不可欠だという勧告である。

コーエン委員会の定義する「懐疑心」とは、経営者の行ったすべての重要な陳述について疑いを持ちかつその妥当性を確かめようとする心構えのことである。なぜ懐疑心という言葉を使用し、その重要性を強調したのかについては、「本委員会〔コーエン委員会〕の調査の結果、監査の失敗の原因は依頼人の説明を過度に信頼したことによる」からであり、「監査の失敗の根本的な原因は、常に、監査人が依頼人の説明を受け入れる際に不適切な判断をしたことによる」からである（Cohen [1978], pp.114-115）。そこで、コーエン委員会は、懐疑心の大前提として、経営者の誠実性を当然のこととしてはならない、と主張したのである。

10年後のトレッドウェイ委員会は、監査人に対する訴訟のほとんどは監査人が第三者による裏付けを求めることなく経営者の説明を鵜呑みにしたことなどが訴因であり、多くの場合に不正の兆候が存在していたにもかかわらず、監査人がそれらに気付かずあるいは懐疑心をもって追及しなかったと指摘した。そこで、同委員会も監査人に対し、経営者の誠実性を前提とすべきではなく、職業専門家としての懐疑心をもって経営者の誠実性を判断することを勧告したのである。

1993年の「公共監視審査会」(POB)も、会計事務所に対し、監査基準書が要求している職業専門家としての懐疑心についてもっと敏感にならなければならないと勧告した。

さらに、2000年、POBの「監査の有効性に関する専門委員会」(パネル)は、「職業専門家としての懐疑心は、監査基準の単なる文言ではなく、それ以上のことを意味するものでなければならない。すなわち、監査人の態度そのものでなければならない」と強調した（Panel [2002], p.82）。その上で、職業専門家としての懐疑心という概念を実践する方法について、より適切な監査指針を求めたのである。

かつて、SEC チーフ・アカウンタントであったバートンは、「公認会計士業界は現状に満足し現状のままでいたいという保守的な性格である。したがって、業界を革新するには外部からの『創造的な刺激物』(creative irritant)が必要である」と述べた（Burton [1982], p.48）。AICPAのイニシアチブで設立されたものの、AICPAから独立した研究グループであるコー

エン委員会とトレッドウェイ委員会、SECの監視の下にAICPAにプレッシャーをかけるPOBとその専門委員会が、5年～10年ごとに「創造的な刺激物」としての役割を果たしてきたことはすでに見たとおりである。そして、彼らがそれぞれの「権威」の下に、共通して監査人に訴えたことは、経営者の不正による財務諸表の重要な虚偽表示を発見するために、独立監査人が職業専門家としての懐疑心を保持することの重要性とその姿勢を見えるかたちで監査基準書に盛り込むことであった。

そこで、監査基準書は、以下のように展開する。

SAS No.16（1977年）は、「監査人は、適用する監査手続によって誤謬または不正の可能性を示唆する証拠を入手することができるということを認識して、職業専門家としての懐疑心を持って監査を計画しかつ実施しなければならない」とし、特に経営者の誠実性に注意するよう指示した。

SAS No.53（1988年）は、「職業専門家としての懐疑心」という小見出しを新たに設定し、「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない」とするとともに、職業専門家としての懐疑心を持って監査することの事例を監査計画の段階と監査の実施段階において示した。

SAS No.82（1997年）は、「職業専門家としての懐疑心とは、疑問に思う心を持ちかつ監査証拠を批判的に評価する姿勢のことである」と初めて定義し、財務諸表全体に係る不正リスク要因に対しては、例えば、重要な取引についてはそれを裏付ける資料の性質や範囲の選択において感度を高めること、また、重要な事項に関する経営者の説明については、分析的手続を拡大したり、企業内外の者との討議を深めることなどにより証拠を補強することなどを例示した。加えて、SAS No.82は、職業専門家としての懐疑心を職業専門家としての正当な注意の基準の中核に位置付けたのである。

SAS No.99（2002年）は、「職業専門家としての懐疑心を持って監査することの重要性」という小見出しを復活させ、職業専門家としての懐疑心とは、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を認識して監査契約に臨むこと、入手した情報や証拠は不正による重要な虚偽表示が発生したことを示唆しているのではないかと継続して疑いをもつこと、証拠を収集しかつ評価するに当たっては経営者は誠実であるという信念ゆえに説得力の高い証拠に至らぬ証拠には満足すべきではないこと、と具体的に説明した。そして、監査人が職業専門家としての懐疑心を持ってとるべき監査手続を例示したのである。

（3）職業専門家としての懐疑心の監査実務への浸透性

ところで、「職業専門家としての懐疑心」は監査実務に浸透していったのだろうか。

職業専門家としての懐疑心を持って監査に臨むべしとするコーエン委員会の主張は、監査人及び会計プロフェッションにとっては「衝撃的」であったに違いない。SAS No.16は、職業専門家としての懐疑心という用語は受け入れたものの、経営者は誠実であることを前提にした。

なぜ、AICPA がコーエン委員会の勧告を拒否したのか。おそらく、当時の会計プロフェッションの対経営者観にとっては、コーエン委員会の勧告は厳しすぎるものであったのだろう。カーマイケルは、「SAS No.16は経営者の誠実性を前提としているので、その前提と特に相容れない情報が監査人の関心を喚起しない限り、その前提は監査人の権利であるとほとんどの監査人は信じていた」という (Carmicheal [1988], p.41)。結果として、懐疑心という言葉は御題目の感を呈していたと思われる。

そして、10年後の SAS No.53 (1988年) が「監査人は、経営者は不誠実であるということも、また疑問の余地のないほど誠実であるということも前提としてはならない」とし (25頁)、コーエン委員会の勧告を受け入れたとしても、1993年の POB 特別報告書は、監査人は職業専門家としての適度な懐疑心をもって監査しなければならないという監査基準の要請に十分には応えていない、と判断したのである。

さらに、2000年、パネルが不正搜索型実務の局面を一般に認められた監査基準に基づく財務諸表監査に導入することを提案したのは、監査人の懐疑心を持つ姿勢を強化しようとしたからである。すなわち、監査基準は、職業専門家としての懐疑心について、経営者は不誠実であるとも誠実であるとも前提としてはならないとしているが、監査人の姿勢が経営者は誠実であることに傾きかけているので、不正搜索型の局面を監査実務に導入し、疑ってかかる姿勢へと重点を移すことによって監査人の姿勢を正そうとしたのである。そして、監査基準の「監査業務の実施における正当な注意」が定める「合理的な保証」について、「それは、共謀を発見することが困難なものとして簡単に片付け、文書の真正さを決定することに関しては、監査人はその分野の専門家ではないことを強調している。パネルもこれらの要因は監査固有の限界であることを認めるが、しかしながら、現実には、すべてのあるいはほとんどの財務報告の不正が共謀によるものであり、その多くは偽造文書によるものである」 (Panel [2000], p.86) と厳しく批判し、共謀や内部統制の無効化、文書の偽造を含むさまざまなレベルでの経営管理者の不誠実な可能性を想定しなければならない、と主張したのである (POB [2002], p.82)。

財務諸表監査における監査リスク・アプローチは、監査契約の締結、監査計画の策定、内部統制の評価、実証性テストの実施、そして監査報告書の作成という各段階において、監査人に累積的で反復的なリスク評価を求めている。監査人は、前の段階で実施したリスク評価をベースに後の段階でのリスク評価手続を行い、また、後の段階で実施したリスク評価手続の結果によっては、前の段階でのリスク評価を再評価することになる。そして、目標とする発見リスクの水準を達成できたと確信するまで、監査手続を何回でも繰り返すことになる。

そのプロセスにおいて、監査人は、自らの判断に誤りがなかったかを自問する。財務諸表に重要な虚偽表示はないという自らの信念が十分に正当化されたかを自問する。その自問が、職業専門家としての懐疑心である。それを、監査手続として明確に示すことはおそらく不可能であろう。コーエン委員会の勧告以降約30年間における4回の監査基準書の改訂 (SAS No.16,

53, 82, 99) の到達点も、「職業専門家としての懐疑心とは、疑問に思う心を持ちかつ監査証拠を批判的に評価する姿勢のことであり、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を認識して監査契約に臨むこと、入手した情報や証拠は不正による重要な虚偽表示が発生したことを示唆しているのではないかと継続して疑いをもつこと、証拠を収集しかつ評価するに当たっては、経営者は誠実であるという信念ゆえに説得力の高い証拠に至らぬ証拠には満足すべきではないこと」（SAS No.99, 2002年, 35頁）という説明に留まっているのである^③。

1933年5月27日、ルーズベルト大統領のサインによって成立した証券法により財務諸表監査が強制されたのであるが、当初の政府案は独立公会計士による監査を要求していなかった。上院の銀行通貨委員会の公聴会で会計士業界の意見を求められたニューヨーク州公認会計士協会会長カーターは、独立監査の必要性を強調した。その席で、ある議員が会計士とコントローラーの関係について質問し、「コントローラーが作成した帳簿を会計士が監査する」と答えると、「では、誰が会計士を監査するのか」との間に、「それは、我々の良心です」とカーターは答えた（Carter [1933], p.58）。

それから約70年、成熟した会計プロフェッションと個々の監査人に問われていることは、「職業専門家としての懐疑心を堅持し監査に臨むこと」である。それは、監査指針の文言を超えて、70年前のカーターが指摘しているように、個々の監査人が良心に従った行動で示すべきものなのである。

なお、このテーマに関する最近の論稿として、鳥羽至英「監査判断の懐疑主義基礎の探求」（千代田邦夫・鳥羽至英編著『体系現代会計学第7巻 会計監査と企業統治』中央経済社）がある。

〔注記〕

- (1) AIA, [1936], *Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants*. AIA, [1939], "Extensions of Auditing Procedure," *The Journal of Accountancy*, Vol.67, No.6, pp.377-385. これが、1939年10月、SAP No.1となる。AIA, [1951], *Codification of Statements on Auditing Procedure*. AICPA, [1960], Statement on Auditing Procedure No.30, "Responsibilities and Functions of the Independent Auditor in the Examination of Financial Statements". AICPA, [1961], Statement on Auditing Procedure No.30, *The Journal of Accountancy*, Vol. 111, No.1, pp.74-75.
- (2) AICPA, [1972], Statement on Auditing Standards No.1, *Codification of Auditing Standards and Procedures*.
- (3) 職業専門家としての懐疑心をもって監査することの重要性は、本稿のテーマである「財務諸表監査における不正問題」に関する監査基準書に加えて、①発見リスクを一定に抑えるために（AU Section 312.24）、②監査チームが監査証拠の収集及び評価に当たって（AU

Section 318.04)、③監査証拠の十分性と適切性の評価に当たって (AU Section 326.13)、④確認のプロセス全体を通して (AU Section 330.15)、⑤会計上の見積りを評価するに際して (AU Section 342.04)、も強調されている。

〔参考文献〕

- AICPA, [1977], Statement on Auditing Standards No.16, "The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities".
- AICPA, [1983], Statement on Auditing Standards No.47, "Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit".
- AICPA, [1988], Statement on Auditing Standards No.53, "The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities".
- AICPA, [1997], Statement on Auditing Standards No.82, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit".
- AICPA, [2002], Statement on Auditing Standards No.99, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit".
- Burton, J.C., [1982], "The SEC and Financial Reporting : The Sand in the Oyster," *The Journal of Accountancy*, Vol.154, No.6, pp.34 - 48.
- Carey J., [1969], *The Rise of the Accounting Profession*, Vols. No.1, AICPA.
- Carmichael, D.R., [1988], "The Auditor's New Guide to Errors, Irregularities and Illegal Acts," *The Journal of Accountancy*, Vol.166, No.4, pp.40 - 48.
- Carter, [1933], Hearing Before the Committee on Banking and Currency, USA, 73rd Congress, First Session, GPO.
- Cohen, [1977], The Commission on Auditors' Responsibilities, *The Commission on Auditors' Responsibilities, Report of Tentative Conclusions*.
- Cohen, [1978], The Commission on Auditors' Responsibilities, *The Commission on Auditors' Responsibilities : Report, Conclusions, and Recommendations*. 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告』(アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会、コーエン委員会報告書)、白桃書房、1990年。
- JofA, [1988], "ASB Makes Auditing History : 10 New SASs Herald Far-Reaching Changes," *The Journal of Accountancy*, Vol.165, No1, p.144.
- JofA, [1997], "SEC Leaders Discuss the Value of Independence," *The Journal of Accountancy*, Vol.182, No.2, p.9.
- Olson, W.E., [1982], *The Accounting Profession - Years of Trial : 1969 - 1980*, AICPA.
- Palmrose, Z.V. [1991], "Trials of Legal Disputes Involving Independent Auditor," *The Journal of Accounting Research*, Vol.29, Supplement, pp.149 - 185.
- Panel, [2000], The Public Oversight Board of the SEC Practice Section, The Panel on Audit Effectiveness, *Report and Recommendations*, AICPA. 山浦久司監訳、児嶋 隆・小澤康裕共訳『公認会計士監査—アメリカ公認会計士協会・公共監視審査会、監査の有効性に関する専門委員会報告書』、白桃書房、2001年。
- POB, [1993], The Public Oversight Board of the SEC Practice Section, *In the Public Interest*, AICPA.
- SEC, [1941], *Accounting Series Release*, No.21, February 5, 1941.
- Treadway, [1987], National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. 鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告—結

論と勧告』白桃書房、1991年。

U.S. v. AY, [1984], U.S. v. Arthur Young, 104 S. Ct.1495, 1503 n.15.

Wallace, W.A., [1991], *Auditing*, Second Edition, PWS-Kent Publishing Co.

WP, [1992], *The Washington Post*, November 24, 1992, p.A1, p.A5.

WSJ, [1984], *The Wall Street Journal*, December 13, 1984, p.6.

WSJ, [1985], *The Wall Street Journal*, November,19, 1985,p.6.

WSJ, [1992], *The Wall Street Journal*, November 24, 1992, p.A1, p.A3, p.A16.

千代田, [1987], 千代田邦夫『公認会計士－あるプロフェッショナル100年の闘い』文理閣。

千代田, [1994], 千代田邦夫『アメリカ監査論－マルチディメンショナル・アプローチ&リスク・アプローチ』中央経済社。

* 本稿の研究については、熊本学園大学学術研究助成金の交付を受けている。